

文化財保護強調週間

博物館 ☎68♦1881

11月1日～7日

昭和24年に奈良法隆寺の金堂が火災に見舞われ、壁画が失われました。これを契機に、翌25年に貴重な財産を守ろうと「文化財保護法」が制定されました。さらに昭和29年に法隆寺金堂が修復され竣工したのをきっかけとして定められたのが「文化財保護強調週間」です。



市指定史跡 全福寺跡(相楽町)

市内にある史跡について

蒲郡市には、平成25年4月1日現在、136件の文化財があります。

- ・ 国指定文化財 24件
- ・ 国指定登録文化財 1件
- ・ 県指定文化財 7件
- ・ 市指定文化財 104件

文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物があります。蒲郡市内では「権現山古墳」「医王神(いぼがみ)古墳」「上ノ郷城跡」「竹ノ谷城跡」「形原城跡」「丹野城跡」「全福寺跡」「門前遺跡隅田方形周溝墓」「勝善寺参道階段」の9箇所が蒲郡市指定史跡となっています。

「史跡」とは？

旅先などで歴史に関わる観光地を訪れると、案内看板の中に「○○指定史跡」という文字を見たことがあると思います。こうした史跡は、『文化財保護法』と、それに準じて地方公共団体が定めた『条例』に基づいて指定されています。この法律の中で、史

跡は「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの(抜粹)」として規定されています。つまり、それぞれの土地にある遺跡の中で、より重要とされたものが史跡として指定を受けているのです。なお、これらの史跡は、発掘調査などで新たな発見があった場合、評価が見直されて指定が格上げされる場合があります。さらに、

現在は指定を受けていない遺跡が、将来指定を受けるという可能性も十分に考えられます。

文化財を大切に

文化財は、先人たちが遺してくれた貴重な財産です。蒲郡市に所在する遺跡の保護に、今後皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。



市指定史跡 勝善寺参道階段(坂本町)